⑷　Nature and quantity of the products to be purchased : ①Wood Chip 12,000㎥ ②Wood Chip 11,000㎥ ③Wood Chip 1,200㎥
⑸　Contract Term : From 1 January 2022 to 31 December 2022
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A・B
⑺　Time limit of tender : By 13 : 00 a.m. 24 December 2021.
⑻　Contact details for tender documents : Facilities Contract Section, Facilities Dept, JRA Office ; 1―1―1 Nishisinbashi Minato-ku, Tokyo Japan TEL 050―3139―9685

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和３年11月４日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
兵庫あおの病院　院長　村松三四郎
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28
１　掲載日　令和３年10月12日（号外政府調達第190号17頁）
２　訂正内容　「１⑷納入期限　令和３年７月31日」を「１⑷納入期限　令和４年７月31日」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年11月４日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
下野　浩史
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　環境省新庁舎改修㉑電気設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１―３―２
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる電気設備工事を施工する。
敷地面積　6,612㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模
庁舎　ＳＲＣ造　地上13階地下２階塔屋１階
延べ面積　50,718㎡
門衛所⑴　Ｗ造　地上１階
延べ面積　４㎡
門衛所⑵　Ｗ造　地上１階
延べ面積　３㎡
自転車置場　Ｗ造　地上１階
延べ面積　15㎡
工事種目
庁舎　電灯設備、動力設備、電気自動車用充電設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路
門衛所⑴　電灯設備
門衛所⑵　電灯設備
自転車置場　電灯設備
主な内容　庁舎の大規模改修に伴う電気設備改修工事
⑸　工期　令和６年12月20日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒁　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年11月４日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「環境省新庁舎改修㉑電気設備工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和３・４年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和３・４年度における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成18年４月１日から、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす電気設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工